様式第１号

年　　月　　日

特定監理団体認定申請書

国土交通大臣　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第４の１の規定に基づき、特定監理団体の認定を申請します。

当団体は、申請書の記載が真実であることを宣誓し、特定監理団体の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

記

１　団体に関する事項

（１）団体の名称

（２）所在地

（３）連絡先

TEL：

FAX：

メールアドレス：

（４）団体の構成　　　単一業種の団体・異業種の団体

（５）地域　　　特定地域・都道府県内・複数県（　　　　　　　　　）・全国規模

（６）役員

　　　別紙「役員名簿」のとおり。

（７）設立年月日

（８）根拠法令

（９）許可官庁

（１０）常勤職員数

　　　　　　　名

（うち、外国人造船就労者受入事業に従事する常勤職員数　　　　名）

（１１）団体に加入／加盟している会員又は組合員数

（１２）団体の監理の下、現在技能実習生の受入れを行っている会員又は組合員数

（１３）無料職業紹介事業の許可・届出又は有料職業紹介事業の許可番号

（１４）造船特定活動の責任者（管理者）の役職・氏名

（１５）相談員の役職・氏名

２　造船分野の技能実習生の監理実績

（１）技能実習生受入れ事業開始年月日

（２）現在受け入れている造船分野の技能実習生の人数

（３）過去５年間に受け入れ、技能実習を修了し帰国した造船分野の技能実習生の人数

（４）受入れを行っている造船分野の技能実習生の主な区分、職種及び作業

（５）受入れを行っている造船分野の技能実習生の主な国籍

（６）過去５年間の造船分野の技能実習生の中途帰国者数

（７）過去５年間の造船分野の技能実習生の行方不明者数

３　過去５年間の外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 団体 | 役員、管理者、造船特定活動の監理に従事する常勤の職員 |
| 過去５年間の旧基準省令（※１）の表の法別表第１の２の表の**技能実習の項の下欄第１号イ**に掲げる活動の項（以下「技能実習第１号イの項」という。）の下欄第１８号に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の旧基準省令（※１）の表の法別表第１の２の表の**技能実習の項の下欄第１号ロ**に掲げる活動の項の下欄第１６号に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の外国人造船就労者受入事業に関する告示別表第２に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の技能実習法（※２）第３６条の規定による改善命令又は同法第３７条の規定による許可の取消しの有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 入管法（※３）第７３条の３の規定又は技能実習法施行令（※４）第１条第１号、第２号、第５号若しくは第６号の規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること | 経過していない・該当無し | 経過していない・該当無し |
| 過去５年間の事業活動に関する技能実習第１号イの項の下欄第２１号の２に規定する行為の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

※１　出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成２９年法務省令第１９号）第３条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）

※２　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）

※３　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）

※４　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成２９年政令第１３６号）

４　保証金の徴収等

（１）外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

（　該当無し　・　該当あり(保証金の徴収又は違約金を定める契約を行っている)　）

（２）特定監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、外国人造船就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び使途を明示するとともに、外国人造船就労者に直接又は間接に負担をさせないこと。

（　該当無し　・　金額等を明示している　・　金額等を明示していない　）

様式第１号（別紙１）

役員名簿（特定監理団体認定申請）

平成　　　年　　　月　　　日

団体名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 常勤・非常勤の別 | 氏名(フリガナ) | 生年月日 | 性別 | 住所(※都道府県名から正確に記載すること) |
|  | 常勤  非常勤 | (　　　　　　　　　　　　　) |  |  |  |
|  | 常勤  非常勤 | (　　　　　　　　　　　　　) |  |  |  |
|  | 常勤  非常勤 | (　　　　　　　　　　　　　) |  |  |  |
|  | 常勤  非常勤 | (　　　　　　　　　　　　　) |  |  |  |
|  | 常勤  非常勤 | (　　　　　　　　　　　　　) |  |  |  |
|  | 常勤  非常勤 | (　　　　　　　　　　　　　) |  |  |  |
|  | 常勤  非常勤 | (　　　　　　　　　　　　　) |  |  |  |
|  | 常勤  非常勤 | (　　　　　　　　　　　　　) |  |  |  |

様式第１号（別紙２）

現在受け入れている技能実習生名簿（特定監理団体認定申請）

平成　　　年　　　月　　　日

団体名

第１号技能実習　計　　　　名　　　第２号技能実習　計　　　名　　　第３号技能実習　計　　　名

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 技能実習  の区分 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 実習実施機関名 | 上陸年月日 | 在留期間の満了日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第１号（別紙３）

造船特定活動の実施体制図（参考例）

*※　本体制図はイメージであり、各団体の体制に応じて作成すること。*

各種報告、調整

国土交通省等

(関係省庁)

代表者（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：XX-XXXX-XXXX

管理者（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

事務員（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

指導員（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

相談員（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

指導員（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

相談員（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

受入造船企業　計：○社

「外国人造船就労者　計：約○人」

受入造船企業　計：○社

「外国人造船就労者　計：約○人」

※役割については、具体的かつ適確に記載すること。

※その他、造船特定活動に関連する者があれば、適宜追加すること。

（参考（様式第１号関係））

年　　月　　日

特定監理団体の代表者　殿

国土交通大臣

特定監理団体認定証

　外国人造船就労者受入事業に関する告示第４の２の規定により、下記のとおり認定します。

記

１　特定監理団体認定番号

２　特定監理団体の名称

３　所在地

４　代表者

５　認定年月日

様式第２－１号

年　　月　　日

適正監理計画認定申請書

国土交通大臣　殿

（特定監理団体）

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

（受入造船企業となろうとする者）

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第５の１の規定に基づき、適正監理計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当団体は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、適正監理計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

様式第２－１号（別紙１）

適　正　監　理　計　画

第１　受入造船企業になろうとする者に関する事項等

１　受入造船企業になろうとする者に関する事項

（１）称号又は名称

（２）代表者又は個人の氏名

（３）主たる営業所の所在地

（４）連絡先

TEL：

FAX：

メールアドレス：

（５）造船特定活動に関する責任者（管理者）の役職、氏名

（６）造船事業者であることを証するもの

　　①造船法（昭和２５年法律第１２９号）第６条第１項第１号若しくは第２号の届出を行っていることの有無

（　有　・　無　）

　　②小型船造船業法（昭和４１年法律第１１９号）第４条の登録を行っていることの有無

（　有　・　無　）

③造船法の届出を行っている者若しくは小型船造船業法の登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っているものとして、以下の書類の有無

　　　　ア造船法の届出を行っている又は小型船造船業法の登録を受けている事業者との間の、船体の一部の製造等に係る契約書の写し（別紙）

（　有　・　無　）

イ造船法の届出を行っている又は小型船造船業法の登録を受けている事業者との間の、船体の一部の売買契約書の写し（別紙）

（　有　・　無　）

　　　ウ造船法の届出を行っている又は小型船造船業法の登録を受けている事業者との間の、造船特定活動に係る役務の提供に係る包括的な契約書の写し（別紙）

（　有　・　無　）

（７）兼業の有無及び造船業以外に行っている営業の種類

　　　（　有　・　無　）

（８）常勤職員数（技能実習生及び外国人造船就労者を除く）

合計　　　　　人　（事務部員　　　人　現場部員　　　人）

（９）前年度売上高　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（１０）前年度経常損益　　　利益　・　損失　　　　　　　　　　円

（１１）前年度当期純損益　　利益　・　損失　　　　　　　　　　円

（１２）外国人造船就労者の就労予定事業所の名称

（１３）外国人造船就労者の就労予定事業所の所在地

（１４）外国人造船就労者の就労予定事業所の雇用保険適用事業場番号

（１５）外国人造船就労者の就労予定事業所の連絡先（電話番号）

２　造船分野の技能実習生の受入実績

（１）技能実習生受入れ開始年月日

（２）現在受け入れている造船分野の技能実習生の人数

（３）過去５年間に受け入れ、技能実習を修了し帰国した造船分野の技能実習生の人数

（４）受入れを行っている造船分野の技能実習生の主な区分、職種及び作業

（５）受入れを行っている造船分野の技能実習生の主な国籍

（６）過去５年間の造船分野の技能実習生の中途帰国者数

（７）過去５年間の造船分野の技能実習生の行方不明者数

３　過去５年間の外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 団体 | 経営者、管理者、管理指導員及び生活指導員 |
| 過去５年間の造船法違反又は小型船造船業法違反により罰金以上の刑に処されたことの有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間に造船法第７条に規定する国土交通大臣による業務に関する勧告等を受けた場合における当該勧告等に対する必要な改善措置の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の小型船造船業法第１７条第１項（同項第２号については同法第７条第１項第１号及び第４号の規定に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣による事業の停止命令又は登録の取消しの有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の労働基準関係法令違反による罰金以上の刑に処せられたことの有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の旧基準省令（※１）の表の法別表第１の２の表の**技能実習の項の下欄第１号イ**に掲げる活動の項（以下「技能実習第１号イの項」という。）の下欄第１８号に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の旧基準省令（※１）の表の法別表第１号の２の表の**技能実習の項の下欄第１号ロ**に掲げる活動の項の下欄第１６号に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の外国人造船就労者受入事業に関する告示別表第２に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の技能実習法（※２）第１５条の規定による改善命令又は同法第１６条の規定による認定の取消しの有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 入管法（※３）第７３条の３の規定又は技能実習法施行令（※４）第１条第１号、第２号、第５号若しくは第６号の規定に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること | 経過していない・該当無し | 経過していない・該当無し |
| 過去５年間の事業活動に関する技能実習第１号イの項の下欄第２１号の２に規定する行為の有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する30人以上の労働者を過去３年間の内に１月以内に非自発的に離職させていることの有無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

※１　出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成２９年法務省令第１９号）第３条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）

※２　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）

※３　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）

※４　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成２９年政令第１３６号）

４　労働関係法令及び社会関係法令の遵守等に関する事項

第２　造船特定活動に関する事項

１　造船特定活動の実施期間（計画期間）

平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日（　　年　　か月）

２　受け入れる外国人造船就労者に関する以下の事項

（１）修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

（２）受入人数

（３）就労させる場所

（４）従事させる業務の内容

（５）「（１）修了した造船分野技能実習の職種及び作業」と「（４）従事させる業務の内容」が同一であること

（　同一　・　同一でない　）

（６）従事させる期間

受入れを予定している個々の外国人造船就労者の従事期間は２年間（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合においては、３年間）以内とし、「１　造船特定活動の実施期間（計画期間）」の範囲内となっているか。

（　範囲内となっている　・　範囲内となっていない　）

（７）帰国期間

①第２号技能実習に従事した者を造船特定活動に従事させる場合

ア　第２号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国する者について、帰国した日から１か月を経過しているか。

（　経過している　・　経過していない　・　対象者が存在しない　）

イ　第２号技能実習を修了後引き続き造船特定活動を開始する者について、造船特定活動を開始してから１年以内に造船特定活動を休止して１か月以上１年未満の期間一時帰国する計画となっているか。

（　一時帰国する計画となっている　・　一時帰国させる計画となっていない

　・　対象者が存在しない　）

②第３号技能実習に従事した者を造船特定活動に従事させる場合

ア　第３号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国する者について、帰国した日から１年（第２号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から１年を経過した後に第３号技能実習に従事した場合においては、１か月）を経過しているか。

（　経過している　・　経過していない　・　対象者が存在しない　）

イ　第３号技能実習を修了後引き続き造船特定活動を開始する者について、造船特定活動を開始してから１年以内に造船特定活動を休止して１か月以上１年未満の期間一時帰国する計画となっているか。

（　一時帰国する計画となっている　・　一時帰国させる計画となっていない

・　対象者が存在しない　）

（８）報酬予定額

①基本賃金　月給（　　　　　　　　　　　）円

②賞与及び諸手当の有無、種類及び金額

（９）技能の向上を図るための方策

３　造船分野技能実習修了者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

（１）計画の全体スケジュール

（２）特定監理団体及び受入造船企業となろうとする者の実施体制図

（３）造船特定活動に係る安全衛生確保の方策

４　外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項

５　在留中の住居の確保に関する事項

６　長期休暇の取得に関する事項

７　管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

（１）管理指導員

①職名

②氏 名

③経 歴（経験年数等）　別紙

④指導員１人あたりの指導予定人数

⑤現在、技能実習指導員として指導を行っている技能実習生の人数

⑥指導員１人あたりの指導予定人数が適切である根拠

（２）生活指導員

①職名

②氏 名

③経 歴　別紙

④指導員１人あたりの指導予定人数

⑤現在、生活指導員として指導を行っている技能実習生の人数

⑥指導員１人あたりの指導予定人数が適切である根拠

８　造船分野技能実習修了者との面談及び造船分野技能実習修了者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

（１）特定監理団体における相談体制

（２）受入造船企業における相談体制

（３）監査の実施に関する事項

９　造船分野技能実習修了者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

１０　就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

１１　送出し機関に関する事項

（１）機関名

（２）経営者名

（３）所在地

（４）連絡先

TEL：

FAX：

メールアドレス：

（５）設立年月日

（６）業種

（７）資本金

（８）売上げ（直近年度）

（９）常勤職員数

（１０）主要貿易（取引）相手国

①輸出先

②輸入先

（１１）管理者（責任者）氏名、役職

①氏名

②役職

（１２）保証金の徴収等の有無

①外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）からその者の造船特定活動に関連して、保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等を締結することの有無

（　有　・　無　）

②受入造船企業との間で、造船特定活動が終了するまでに、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することの有無

（　有　・　無　）

③外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ、又は外国人の研修、技能実習及び造船特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽変造の文書・図画若しくは虚偽の文書・図画の行使・提供を行ったことの有無

（　有　・　無　）

（１３）送出し国政府から認定を受けていること（又は送出し国政府機関であること）

（　認定を受けている又は送出し国政府機関　・　認定を受けていない　）

１２　国土交通省による監査や指示等に対する対応に関する事項

様式第２－１号（別紙２）

現在受け入れている技能実習生名簿（適正監理計画認定申請）

平成　　　年　　　月　　　日

実習実施機関名　　　受入造船企業

第１号技能実習　計　　　　名　　　第２号技能実習　計　　　名　　　第３号技能実習　計　　　名

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 技能実習の区分 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 上陸年月日 | 在留期間の満了日 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

様式第２－１号（別紙３）

外国人造船就労者の帰国期間一覧（適正監理計画認定申請）

　　　年　　　月　　　日

団体名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 修了した技能実習（２号／３号） | 性別 | 生年月日 | 技能実習修了後の帰国の有無（済／未） | 一時帰国期間 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（参考（様式第２－１号関係））

年　　月　　日

特定監理団体の代表者　殿

受入造船企業の代表者　殿

国土交通大臣

適正監理計画認定証

　外国人造船就労者受入事業に関する告示第５の２の規定により、下記のとおり認定します。

記

１　適正監理計画認定番号

２　特定監理団体等に関する事項

（１）特定監理団体に関する事項

①　特定監理団体の名称

②　所在地

③　代表者

④　特定監理団体認定番号

（２）受入造船企業に関する事項

①　受入造船企業の名称

②　所在地

③　代表者

④　造船法届出事業者、小型船造船業法登録事業者、又は委託を現に受けて船体の一部の製造修繕を行う事業者の別

⑤　常勤職員数（技能実習生及び外国人造船就労者を除く）

３　適正監理計画に関する事項

（１）受入人数

（２）就労させる場所

（３）従事させる業務の内容

（４）従事させる期間（計画期間）

（５）報酬予定額（月給）

様式第２－２号

年　　月　　日

企業単独型適正監理計画認定申請書

国土交通大臣　殿

（企業単独型受入造船企業となろうとする者）

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第５の３の規定に基づき、企業単独型適正監理計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当団体は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、企業単独型適正監理計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

様式第２－２号（別紙１）

企　業　単　独　型　適　正　監　理　計　画

第１　企業単独型受入造船企業になろうとする者に関する事項等

１　企業単独型受入造船企業になろうとする者に関する事項

（１）称号又は名称

（２）代表者又は個人の氏名

（３）主たる営業所の所在地

（４）連絡先

TEL：

FAX：

メールアドレス：

（５）企業単独型造船特定活動に関する責任者（管理者）の役職、氏名

（６）相談員の氏名

（７）造船事業者であることを証するもの

　　①造船法（昭和２５年法律第１２９号）第６条第１項第１号若しくは第２号の届出を行っていることの有無

（　有　・　無　）

　　②小型船造船業法（昭和４１年法律第１１９号）第４条の登録を行っていることの有無

（　有　・　無　）

③造船法の届出を行っている者若しくは小型船造船業法の登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っているものとして、以下の書類の有無

　　　　ア造船法の届出を行っている又は小型船造船業法の登録を受けている事業者との間の、船体の一部の製造等に係る契約書の写し（別紙）

（　有　・　無　）

イ造船法の届出を行っている又は小型船造船業法の登録を受けている事業者との間の、船体の一部の売買契約書の写し（別紙）

（　有　・　無　）

　　　ウ造船法の届出を行っている又は小型船造船業法の登録を受けている事業者との間の、造船特定活動に係る役務の提供に係る包括的な契約書の写し（別紙）

（　有　・　無　）

（８）兼業の有無及び造船業以外に行っている営業の種類

　　　（　有　・　無　）

（９）常勤職員数（技能実習生及び外国人造船就労者を除く）

合計　　　　　人　（事務部員　　　人　現場部員　　　人）

（１０）前年度売上高　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（１１）前年度経常損益　　　利益　・　損失　　　　　　　　　　円

（１２）前年度当期純損益　　利益　・　損失　　　　　　　　　　円

（１３）外国人造船就労者の就労予定事業所の名称

（１４）外国人造船就労者の就労予定事業所の所在地

（１５）外国人造船就労者の就労予定事業所の雇用保険適用事業場番号

（１６）外国人造船就労者の就労予定事業所の連絡先（電話番号）

２　造船分野の技能実習生の受入実績

（１）技能実習生受入れ開始年月日

（２）現在受け入れている造船分野の技能実習生の人数

（３）過去５年間に受け入れ、技能実習を修了し帰国した造船分野の技能実習生の人数

（４）受入れを行っている造船分野の技能実習生の主な区分、職種及び作業

（５）受入れを行っている造船分野の技能実習生の主な国籍

（６）過去５年間の造船分野の技能実習生の中途帰国者数

（７）過去５年間の造船分野の技能実習生の行方不明者数

３　過去５年間の外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 経営者、管理者、管理指導員及び生活指導員 |
| 過去５年間の造船法違反又は小型船造船業法違反により罰金以上の刑に処されたことの有無 | 有　・　無 |
| 過去５年間に造船法第７条に規定する国土交通大臣による業務に関する勧告等を受けた場合における当該勧告等に対する必要な改善措置の有無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の小型船造船業法第１７条第１項（同項第２号については同法第７条第１項第１号及び第４号の規定に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣による事業の停止命令又は登録の取消しの有無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の企業単独型受入造船企業が雇用する労働者に対する労働基準関係法令違反による罰金以上の刑に処せられたことの有無 | 有　・　無 |
| 労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置が講じられていることの有無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の旧基準省令（※１）の表の法別表第１の２の表の**技能実習の項の下欄第１号イ**に掲げる活動の項（以下「技能実習第１号イの項」という。）の下欄第１８号に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の旧基準省令（※１）の表の法別表第１号の２の表の**技能実習の項の下欄第１号ロ**に掲げる活動の項の下欄第１６号に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の外国人造船就労者受入事業に関する告示別表第２に掲げる不正行為の有無 | 有　・　無 |
| 過去５年間の技能実習法（※２）第１５条の規定による改善命令又は同法第１６条の規定による認定の取消しの有無 | 有　・　無 |
| 入管法（※３）第７３条の３の規定又は技能実習法施行令（※４）第１条第１号、第２号、第５号若しくは第６号の規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること | 経過していない・該当無し |
| 過去５年間の事業活動に関する技能実習第１号イの項の下欄第２１号の２に規定する行為の有無 | 有　・　無 |
| 受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する30人以上の労働者を過去３年間の内に１月以内に非自発的に離職させていることの有無 | 有　・　無 |

※１　出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成２９年法務省令第１９号）第３条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）

※２　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）

※３　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）

※４　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成２９年政令第１３６号）

４　労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置

（１）安全衛生に係る取組に関する事項

（２）労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていることを証する書面

（３）企業単独型適正監理計画の申請の日前1年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生している場合には、原因の究明と必要な再発防止措置が取られていることを証する書面

５　労働関係法令及び社会関係法令の遵守等に関する事項

第２　企業単独型造船特定活動に関する事項

１　企業単独型造船特定活動の実施期間（計画期間）

平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日（　　年　　か月）

２　受け入れる外国人造船就労者に関する以下の事項

（１）修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

（２）受入人数

（３）就労させる場所

（４）従事させる業務の内容

（５）「（１）修了した造船分野技能実習の職種及び作業」と「（４）従事させる業務の内容」が同一であること

（　同一　・　同一でない　）

（６）従事させる期間

受入れを予定している個々の外国人造船就労者の従事期間は２年間（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合においては、３年間）以内とし、「１　企業単独型造船特定活動の実施期間（計画期間）」の範囲内となっているか。

（　範囲内となっている　・　範囲内となっていない　）

（７）帰国期間

①第２号技能実習に従事した者を企業単独型造船特定活動に従事させる場合

ア　第２号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国する者について、帰国した日から１か月を経過しているか。

（　経過している　・　経過していない　・　対象者が存在しない　）

イ　第２号技能実習を修了後引き続き企業単独型造船特定活動を開始する者について、企業単独型造船特定活動を開始してから１年以内に企業単独型造船特定活動を休止して１か月以上１年未満の期間一時帰国する計画となっているか。

（　一時帰国する計画となっている　・　一時帰国させる計画となっていない

　 ・　対象者が存在しない　）

②第３号技能実習に従事した者を企業単独型造船特定活動に従事させる場合

ア　第３号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国する者について、帰国した日から１年（第２号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から１年を経過した後に第３号技能実習に従事した場合においては、１か月）を経過しているか。

（　経過している　・　経過していない　・　対象者が存在しない　）

イ　第３号技能実習を修了後引き続き企業単独型造船特定活動を開始する者について、企業単独型造船特定活動を開始してから１年以内に企業単独型造船特定活動を休止して１か月以上１年未満の期間一時帰国する計画となっているか。

（　一時帰国する計画となっている　・　一時帰国させる計画となっていない

　　　　・　対象者が存在しない　）

（８）報酬予定額

①基本賃金　月給（　　　　　　　　　　　）円

②賞与及び諸手当の有無、種類及び金額

（９）技能の向上を図るための方策

３　造船分野技能実習修了者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

（１）計画の全体スケジュール

（２）企業単独型受入造船企業となろうとする者の実施体制図

（３）企業単独型造船特定活動に係る安全衛生確保の方策

４　外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項

５　在留中の住居の確保に関する事項

６　長期休暇の取得に関する事項

７　管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

（１）管理指導員

①職名

②氏 名

③経 歴（経験年数等）　別紙

④指導員１人あたりの指導予定人数

⑤現在、技能実習指導員として指導を行っている技能実習生の人数

⑥指導員１人あたりの指導予定人数が適切である根拠

（２）生活指導員

①職名

②氏 名

③経 歴　別紙

④指導員１人あたりの指導予定人数

⑤現在、生活指導員として指導を行っている技能実習生の人数

⑥指導員１人あたりの指導予定人数が適切である根拠

８　造船分野技能実習修了者との面談及び造船分野技能実習修了者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

（１）企業単独型受入造船企業における相談体制

（２）少なくとも３か月に１回実施される確認に関する事項

９　造船分野技能実習修了者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

１０　就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

１１　送出し機関に関する事項

（１）機関名

（２）経営者名

（３）所在地

（４）連絡先

TEL：

FAX：

メールアドレス：

（５）設立年月日

（６）業種

（７）資本金

（８）売上げ（直近年度）

（９）常勤職員数

（１０）主要貿易（取引）相手国

①輸出先

②輸入先

（１１）管理者（責任者）氏名、役職

①氏名

②役職

（１２）保証金の徴収等の有無

①外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）からその者の企業単独型造船特定活動に関連して、保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等を締結することの有無

（　有　・　無　）

②企業単独型受入造船企業との間で、企業単独型造船特定活動が終了するまでに、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することの有無

（　有　・　無　）

③外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ、又は外国人の研修、技能実習及び企業単独型造船特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽変造の文書・図画若しくは虚偽の文書・図画の行使・提供を行ったことの有無

（　有　・　無　）

（１３）企業単独型受入造船企業との関係に関する事項

１２　国土交通省による監査や指示等に対する対応に関する事項

様式第２－２号（別紙２）

現在受け入れている技能実習生名簿（企業単独型適正監理計画認定申請）

平成　　　年　　　月　　　日

実習実施機関名　　　企業単独型受入造船企業

第１号技能実習　計　　　　名　　　第２号技能実習　計　　　名　　　第３号技能実習　計　　　名

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 技能実習の区分 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 上陸年月日 | 在留期間の満了日 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

様式第２－２号（別紙３）

企業単独型造船特定活動の実施体制図（参考例）

*※　本体制図はイメージであり、各団体の体制に応じて作成すること。*

＜本社＞

各種報告、調整

国土交通省等

(関係省庁)

代表者（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：XX-XXXX-XXXX

管理者（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

事務員（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

確認実施者（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

相談員（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

確認実施者（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

相談員（職・氏名）

○役割：○×

○連絡先：

＜事業所＞

企業単独型受入造船企業事業所

「外国人造船就労者　計：約○人」

企業単独型受入造船企業事業所

外国人造船就労者　計：約○人

※役割については、具体的かつ適確に記載すること。

※その他、企業単独型造船特定活動に関連する者があれば、適宜追加すること。

様式第２－２号（別紙４）

外国人造船就労者の帰国期間一覧（適正監理計画認定申請）

　　　年　　　月　　　日

団体名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 修了した技能実習（２号／３号） | 性別 | 生年月日 | 技能実習修了後の帰国の有無（済／未） | 一時帰国期間 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（参考（様式第２－２号関係））

年　　月　　日

企業単独型受入造船企業の代表者　殿

国土交通大臣

企業単独型適正監理計画認定証

　外国人造船就労者受入事業に関する告示第５の４の規定により、下記のとおり認定します。

記

１　企業単独型適正監理計画認定番号

２　企業単独型受入造船企業に関する事項

（１）企業単独型受入造船企業に関する事項

①　企業単独型受入造船企業の名称

②　所在地

③　代表者

④　造船法届出事業者、小型船造船業法登録事業者、又は委託を現に受けて船体の一部の製造修繕を行う事業者の別

⑤　常勤職員数（技能実習生及び外国人造船就労者を除く）

３　企業単独型適正監理計画に関する事項

（１）受入人数

（２）就労させる場所

（３）従事させる業務の内容

（４）従事させる期間（計画期間）

（５）報酬予定額（月給）

４　送出し機関の名称

様式第２－３号

年　　月　　日

適正監理計画変更届出書

国土交通大臣　殿

（特定監理団体）

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

（受入造船企業）

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第５の６の規定に基づき、適正監理計画について下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。

記

（変更内容）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更箇所 | 変更後 | 変更前 |
|  |  |  |
|  |  |  |

（変更事由）

様式第２―４号

年　　月　　日

企業単独型適正監理計画変更届出書

国土交通大臣　殿

（企業単独型受入造船企業）

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第５の６の規定に基づき、企業単独型適正監理計画について下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。

記

（変更内容）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更箇所 | 変更後 | 変更前 |
|  |  |  |
|  |  |  |

（変更事由）

様式第３号

年　　月　　日

特定監理団体認定（取消）報告書

○○出入国在留管理局長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第１４の２（１）（（３））の規定に基づき、特定監理団体の認定を受けました（取り消されました）ので、下記のとおり報告します。

記

１　特定監理団体の名称

２　特定監理団体の代表者の役職・氏名

３　特定監理団体の所在地

４　認定番号

５　認定年月日

６　取消年月日（認定の取消の場合のみ）

様式第４－１号

年　　月　　日

適正監理計画認定（取消）報告書

○○出入国在留管理局長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第１４の２（２）（（４））の規定に基づき、適正監理計画の認定を受けました（取り消されました）ので、下記のとおり報告します。

記

１　特定監理団体の名称

２　特定監理団体の代表者の役職・氏名

３　特定監理団体の所在地

４　受入造船企業の名称

５　受入造船企業の代表者の役職・氏名

６　受入造船企業の所在地

７　認定番号

８　認定年月日

９　取消年月日（認定の取消の場合のみ）

様式第４－２号

年　　月　　日

企業単独型適正監理計画認定（取消）報告書

○○出入国在留管理局長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第１４の５（１）（（２））の規定に基づき、企業単独型適正監理計画の認定を受けました（取り消されました）ので、下記のとおり報告します。

記

１　企業単独型受入造船企業の名称

２　企業単独型受入造船企業の代表者の役職・氏名

３　企業単独型受入造船企業の所在地

４　認定番号

５　認定年月日

６　取消年月日（認定の取消の場合のみ）

様式第５－１号

年　　月　　日

外国人造船就労者受入報告書（受入造船企業）

特定監理団体の代表者　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者を受け入れましたので、外国人造船就労者受入事業に関する告示第６の２の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　外国人造船就労者の氏名

２　外国人造船就労者の生年月日

３　外国人造船就労者の性別

４　外国人造船就労者の国籍

５　外国人造船就労者の住居地

６　外国人造船就労者の在留カード番号

７　外国人造船就労者が修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

８　上陸年月日

９　造船特定活動従事開始年月日

１０　在留期間満了年月日

様式第５－２号

年　　月　　日

外国人造船就労者受入報告書（特定監理団体）

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

受入造船企業より、外国人造船就労者受入事業に関する告示（以下「告示」という。）第６の２の規定に基づく報告があったため、告示第８の３に基づき報告します。

記

１　適正監理計画の認定番号

２　受入造船企業の名称

３　受入造船企業の代表者の役職・氏名

４　受入造船企業の所在地

５　外国人造船就労者の氏名

６　外国人造船就労者の生年月日

７　外国人造船就労者の性別

８　外国人造船就労者の国籍

９　外国人造船就労者の住居地

１０　外国人造船就労者の在留カード番号

１１　外国人造船就労者が修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

１２　上陸年月日

１３　造船特定活動従事開始年月日

１４　在留期間満了年月日

１５　継続・再入国の別

　　　（　技能実習から継続　・　再入国　）

１６　適正な監理に係る送出し機関との調整

　　　（実施済み・未実施）

様式第５－３号

年　　月　　日

外国人造船就労者受入報告書（企業単独型受入造船企業）

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者を受け入れましたので、外国人造船就労者受入事業に関する告示第７の２の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　企業単独型適正監理計画の認定番号

２　企業単独型受入造船企業の名称

３　企業単独型受入造船企業の代表者の役職・氏名

４　企業単独型受入造船企業の所在地

５　外国人造船就労者の氏名

６　外国人造船就労者の生年月日

７　外国人造船就労者の性別

８　外国人造船就労者の国籍

９　外国人造船就労者の住居地

１０　外国人造船就労者の在留カード番号

１１　外国人造船就労者が修了した造船分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

１２　上陸年月日

１３　企業単独型造船特定活動従事開始年月日

１４　在留期間満了年月日１５　継続・再入国の別

　　　（　技能実習から継続　・　再入国　）

様式第６－１号

年　　月　　日

外国人造船就労者退職報告書（受入造船企業）

特定監理団体の代表者　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者が退職しましたので、外国人造船就労者受入事業に関する告示第６の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　外国人造船就労者の氏名

２　外国人造船就労者の生年月日

３　外国人造船就労者の性別

４　外国人造船就労者の国籍

５　外国人造船就労者の住居地

６　外国人造船就労者の在留カード番号

７　上陸年月日

８　退職年月日

９　在留期間満了年月日

１０　転職（予定）先の受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の名称

様式第６－２号

年　　月　　日

外国人造船就労者退職報告書（特定監理団体）

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

受入造船企業より、外国人造船就労者受入事業に関する告示（以下「告示」という。）第６の３の規定に基づく報告があったため、告示第８の３に基づき報告します。

記

１　適正監理計画の認定番号

２　受入造船企業の名称

３　受入造船企業の代表者の役職・氏名

４　受入造船企業の所在地

５　外国人造船就労者の氏名

６　外国人造船就労者の生年月日

７　外国人造船就労者の性別

８　外国人造船就労者の国籍

９　外国人造船就労者の住居地

１０　外国人造船就労者の在留カード番号

１１　転職（予定）先の受入造船企業の名称

１２　上陸年月日

１３　退職年月日

１４　在留期間満了年月日

様式第６－３号

年　　月　　日

外国人造船就労者退職報告書（企業単独型受入造船企業）

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者が退職しましたので、外国人造船就労者受入事業に関する告示第７の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　企業単独型適正監理計画の認定番号

２　企業単独型受入造船企業の名称

３　企業単独型受入造船企業の代表者の役職・氏名

４　企業単独型受入造船企業の所在地

５　外国人造船就労者の氏名

６　外国人造船就労者の生年月日

７　外国人造船就労者の性別

８　外国人造船就労者の国籍

９　外国人造船就労者の住居地

１０　外国人造船就労者の在留カード番号

１１　転職（予定）先の受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の名称

１２　上陸年月日

１３　退職年月日

１４　在留期間満了年月日

様式第７号

年　　月　　日

受入状況報告書（造船特定活動）

特定監理団体の代表者　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第９の２の規定に基づき、外国人造船就労者の受入状況について、下記のとおり報告します。

記

１　造船特定活動の実施状況（　問題あり　・　問題なし　）

問題ありの場合、その理由

２　労働条件の確保（　問題あり　・　問題なし　）

問題ありの場合、その理由

３　安全性の確保（　問題あり　・　問題なし　）

問題ありの場合、その理由

４　雇用保険等への加入（　問題あり　・　問題なし　）

問題ありの場合、その理由

５　その他

①不正行為等の有無（　有　・　無　）

問題ありの場合、その理由

②生活環境への配慮（　問題あり　・　問題なし　）

問題ありの場合、その理由

様式第８－１号

年　　月　　日

監査報告書（造船特定活動）

国土交通大臣　殿

○○出入国在留管理局長　殿

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第９の１に基づき監査を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

１　監査対象受入造船企業及び監査実施日

　　別紙１のとおり

２　監査結果

　　別紙２のとおり

３　特記事項

４　講評

５　前回の監査結果報告日

６　その他

様式第８－１号（別紙１）

監査対象受入造船企業及び監査実施日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 計画認定番号 | 受入造船企業名 | 受入人数 | 監査実施日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

様式第８－１号（別紙２）

監査結果

１　監査対象機関

（１）名称

（２）所在地

（３）適正監理計画認定番号

（４）常勤職員数（監査日現在）

（５）従事する場所

（６）外国人造船就労者の受入人数（監査日現在）

（７）管理指導員の役職・氏名

（８）生活指導員の役職・氏名

２　監査の方法

（１）監査実施者の役職・氏名

（２）受入造船企業の対応者の役職・氏名

（３）監査方法

*※①～⑦について無とした場合はその理由を記載すること。*

①外国人造船就労者からの聞き取り（有・無）

②管理指導員からの聞き取り（有・無）

③生活指導員からの聞き取り（有・無）

④就労日誌の確認（有・無）

⑤賃金台帳の確認（有・無）

⑥タイムカードの確認（有・無）

⑦その他給与の支払いに係る書類の確認（有・無）

（４）監査実施場所

*※①～②について無とした場合はその理由を記載すること。*

①受入造船企業（有・無）

②就労場所（工事現場等）（有・無）

（５）通訳者の同行（有・無）

（６）その他具体的な実施方法

３　造船特定活動の実施状況

（１）適正監理計画の実施状況に関すること

（２）適正な労働条件の確保に関すること

（３）安全性の確保に関すること

（４）雇用保険等への加入に関すること

（５）その他国土交通省が必要と認めること

①不正行為等の有無

②外国人造船就労者の生活環境への配慮

４　賃金の支給状況

（１）基本給（月額）

（２）支給方法（手渡し・本人口座振込み・その他）

（３）控除又は徴収金額（有・無）

（４）割増賃金の支払い（有・無）

（５）支給状況の確認方法

（タイムカード、領収書、給与明細書、振込明細書、賃金台帳、その他）

（６）外国人造船就労者からの聞き取り（有・無）

５　宿泊施設の状況

（１）所在地

（２）広さ

（３）居室１人当たり面積（㎡）

６　受入造船企業における問題の有無、外国人造船就労者の勤務・生活態度等

（１）受入造船企業に関するもの

①文書（旅券、在留カード等）等の保管（有・無）

②不適正な方法（外出制限、罰金の徴収等）による外国人造船就労者の管理（有・無）

③不法就労者の雇用（有・無）

④労働基準監督機関からの是正勧告等（有・無）

⑤賃金の不払い（有・無）

⑥生活環境の不備（有・無）

（２）外国人造船就労者に関するもの

①勤務態度（良好・普通・不良）

②生活態度（良好・普通・不良）

③健康状態（良好・普通・不良）

④不満、要望（有・無）

⑤事件・事故（有・無）

（３）送出し機関による保証金の徴収等（有・無）

（４）外国人造船就労者全員の在籍（有・無）

（５）その他（有・無）

７　外国人造船就労者に係る中途帰国、行方不明の状況

（１）中途帰国者（有・無）

（２）行方不明者（有・無）

８　指導事項

９　前回の監査実施状況

（１）監査実施日

（２）監査結果報告日

（３）指導・改善の状況

①指導事項【前回】（有・無）

②指導事項【今回】（有・無）

様式第８－２号

年　　月　　日

確認報告書（企業単独型造船特定活動）

国土交通大臣　殿

○○出入国在留管理局長　殿

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第９の１１に基づき確認を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

１　確認対象企業単独型受入造船企業事業所及び確認実施日

　　別紙１のとおり

２　確認結果

　　別紙２のとおり

３　特記事項

４　講評

５　前回の確認結果報告日

６　その他

様式第８－２号（別紙１）

確認対象企業単独型受入造船企業事業所及び確認実施日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 計画認定番号 | 企業単独型受入造船企業（事業所）名 | 受入人数 | 確認実施日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

様式第８－２号（別紙２）

確認結果

１　確認対象機関

（１）名称

（２）所在地

（３）企業単独型適正監理計画認定番号

（４）常勤職員数（確認日現在）

（５）従事する場所

（６）外国人造船就労者の受入人数（確認日現在）

（７）管理指導員の役職・氏名

（８）生活指導員の役職・氏名

（９）相談員の役職・氏名

２　確認の方法

（１）確認実施者の役職・氏名

（２）確認方法

①外国人造船就労者からの聞き取り（有・無）

②管理指導員からの聞き取り（有・無）

③生活指導員からの聞き取り（有・無）

④相談員からの聞き取り（有・無）

⑤就労日誌の確認（有・無）

⑥賃金台帳の確認（有・無）

⑦タイムカードの確認（有・無）

⑧その他給与の支払いに係る書類の確認（有・無）

（３）確認実施場所

①企業単独型受入造船企業事業所（有・無）

②就労場所（工事現場等）（有・無）

（４）通訳者の同行（有・無）

（５）その他具体的な実施方法

３　企業単独型造船特定活動の実施状況

（１）企業単独型適正監理計画の実施状況に関すること

（２）適正な労働条件の確保に関すること

（３）安全性の確保に関すること

（４）雇用保険等への加入に関すること

（５）その他国土交通省が必要と認めること

①不正行為等の有無

②外国人造船就労者の生活環境への配慮

４　賃金の支給状況

（１）基本給（月額）

（２）支給方法（手渡し・本人口座振込み・その他）

（３）控除又は徴収金額（有・無）

（４）割増賃金の支払い（有・無）

（５）支給状況の確認方法

（タイムカード、領収書、給与明細書、振込明細書、賃金台帳、その他）

（６）外国人造船就労者からの聞き取り（有・無）

５　宿泊施設の状況

（１）所在地

（２）広さ

（３）居室１人当たり面積（㎡）

６　企業単独型受入造船企業における問題の有無、外国人造船就労者の勤務・生活態度等

（１）企業単独型受入造船企業事業所に関するもの

①文書（旅券、在留カード等）等の保管（有・無）

②不適正な方法（外出制限、罰金の徴収等）による外国人造船就労者の管理（有・無）

③不法就労者の雇用（有・無）

④労働基準監督機関からの是正勧告等（有・無）

⑤賃金の不払い（有・無）

⑥生活環境の不備（有・無）

（２）外国人造船就労者に関するもの

①勤務態度（良好・普通・不良）

②生活態度（良好・普通・不良）

③健康状態（良好・普通・不良）

④不満、要望（有・無）

⑤事件・事故（有・無）

（３）送出し機関による保証金の徴収等（有・無）

（４）外国人造船就労者全員の在籍（有・無）

（５）その他（有・無）

７　外国人造船就労者に係る中途帰国、行方不明の状況

（１）中途帰国者（有・無）

（２）行方不明者（有・無）

８　指導事項

９　前回の確認実施状況

（１）確認実施日

（２）確認結果報告日

（３）指導・改善の状況

①指導事項【前回】（有・無）

②指導事項【今回】（有・無）

様式第９－１号

年　　月　　日

外国人造船就労者帰国報告書（造船特定活動）

国土交通大臣　殿

○○出入国在留管理局長　殿

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第１４の１（１）に基づき、外国人造船就労者が造船特定活動を終了し、帰国したので下記のとおり報告します。

記

１　造船特定活動を終了した外国人造船就労者

（１）外国人造船就労者の氏名

（２）外国人造船就労者の生年月日

（３）外国人造船就労者の性別

（４）外国人造船就労者の国籍

（５）外国人造船就労者の在留カード番号

（６）外国人造船就労者の帰国先

２　受入期間

　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日（　　年　　か月）

３　造船特定活動を実施した受入造船企業及び事業所名

造船特定活動を実施した受入造船企業の名称、所在地、適正監理計画認定番号

様式第９－２号

年　　月　　日

外国人造船就労者帰国報告書（企業単独型造船特定活動）

国土交通大臣　殿

○○出入国在留管理局長　殿

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

外国人造船就労者受入事業に関する告示第１４の４（１）に基づき、外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を終了し、帰国したので下記のとおり報告します。

記

１　企業単独型造船特定活動を終了した外国人造船就労者

（１）外国人造船就労者の氏名

（２）外国人造船就労者の生年月日

（３）外国人造船就労者の性別

（４）外国人造船就労者の国籍

（５）外国人造船就労者の在留カード番号

（６）外国人造船就労者の帰国先

２　受入期間

　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日（　　年　　か月）

３　企業単独型造船特定活動を実施した受入造船企業事業所の名称、所在地、企業単独型適正監理計画認定番号

様式第１０－１号

年　　月　　日

造船特定活動継続不可事由発生報告書（受入造船企業）

特定監理団体の代表者　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

造船特定活動を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、外国人造船就労者受入事業に関する告示第６の５の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　発生日

２　発生事由

（　倒産　・　経営悪化　・　不正行為認定　・　実習認定の取消し等　・

　行方不明　・　受入造船企業と外国人造船就労者との間の諸問題　・　その他　）

３　発生事由の詳細

４　今後の対処方法

様式第１０－２号

年　　月　　日

造船特定活動継続不可事由発生報告書（特定監理団体）

国土交通大臣　殿

○○出入国在留管理局長　殿

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

造船特定活動を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、外国人造船就労者受入事業に関する告示第１４の１（３）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　適正監理計画の認定番号

２　受入造船企業の名称

３　受入造船企業の代表者の役職・氏名

４　受入造船企業の所在地

５　発生日

６　発生事由

（　倒産　・　経営悪化　・　不正行為認定　・　実習認定の取消し等　・

　行方不明　・　受入造船企業と外国人造船就労者との間の諸問題　・　その他　）

７　発生事由の詳細

８　今後の対処方法

様式第１０－３号

年　　月　　日

企業単独型造船特定活動継続不可事由発生報告書（企業単独型受入造船企業）

国土交通大臣　殿

○○出入国在留管理局長　殿

適正監理推進協議会会長　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊞

企業単独型造船特定活動を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、外国人造船就労者受入事業に関する告示第１４の４（３）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　企業単独型適正監理計画の認定番号

２　企業単独型受入造船企業の名称

３　企業単独型受入造船企業の代表者の役職・氏名

４　企業単独型受入造船企業の所在地

５　発生日

６　発生事由

（　倒産　・　経営悪化　・　不正行為認定　・　実習認定の取消し等　・

　　行方不明　・　企業単独型受入造船企業と外国人造船就労者との間の諸問題　・

その他　）

７　発生事由の詳細

８　今後の対処方法